

特定駐車場用泡消火設備

平成26年3月27日に交付された総務省令第23号「特定駐車場用泡消火設備省令」を受けて、駐車場に設置される泡消火設備について、従来の泡消火設備（令13条に規定されるも）に代え閉鎖型泡水溶液ヘッドを用い、火災が発生した部分にのみ泡水溶液を放射する設備が実用化されている。

対象となる駐車場は「特定駐車場」として定義される以下の条件を満たすもの

- ・ 令別表1に掲げる防火対象物の「駐車のために供される部分」で床面から天井面までの高さが10m以下の下表の部分

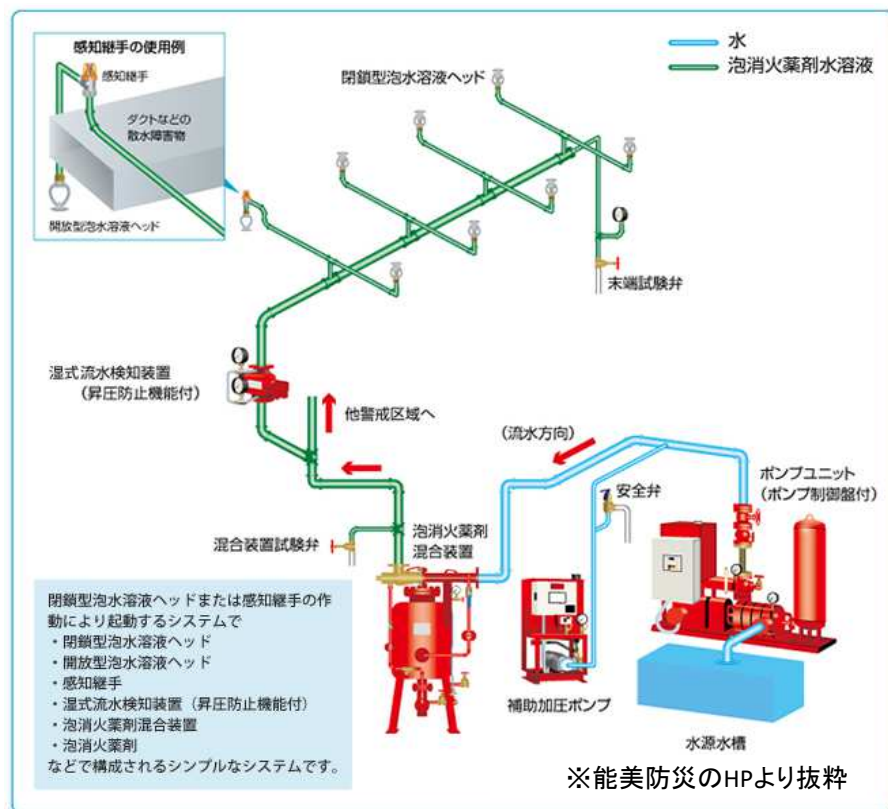
地階又は2階以上の階	床面積 200㎡以上
1階	床面積 500㎡以上
屋上	床面積 300㎡以上
機械装置による駐車場	収容台数10台以上

※自動車の整備場・修理場、指定可燃物を取り扱う部分などは含まれません

特定駐車場用泡消火設備とは

特定駐車場における火災を感知し、自動的に泡水溶液を放射して火災を消火抑制する設備で従来の泡消火設備に代えて用いることが出来る設備（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備など）です

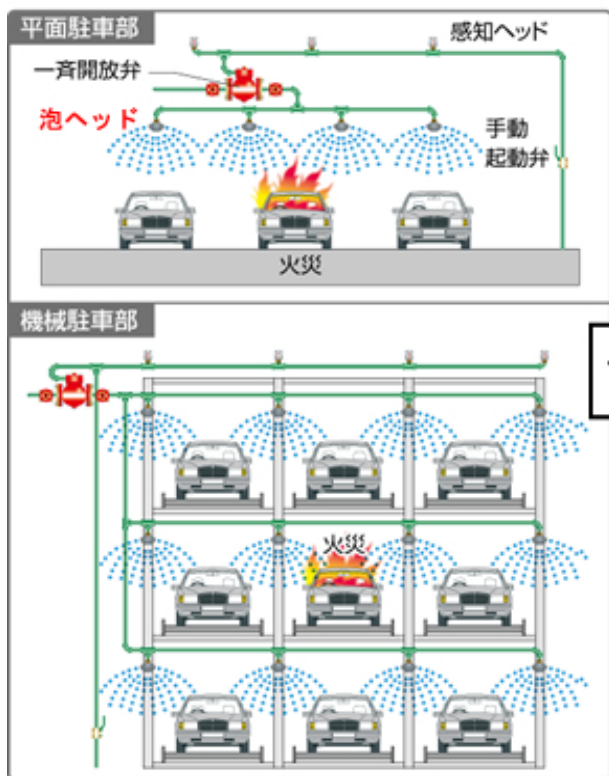
泡消火設備フロー



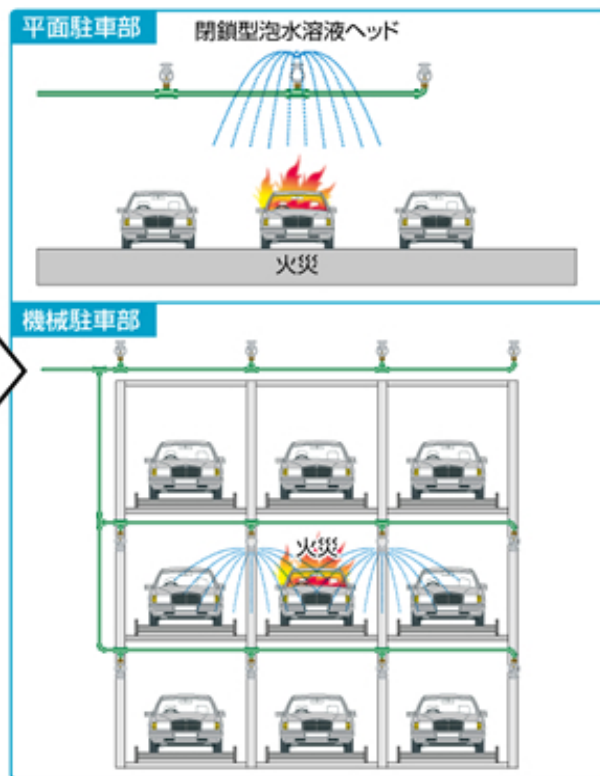
消火の仕組み

- ・火災発生箇所のみ水泡溶液を放射するので、シンプルで効果的
※従来型は、区画内に一斉放射をするので、水泡溶液の容量が多い

泡消火設備 区画一斉に放射



火災箇所のみ放射

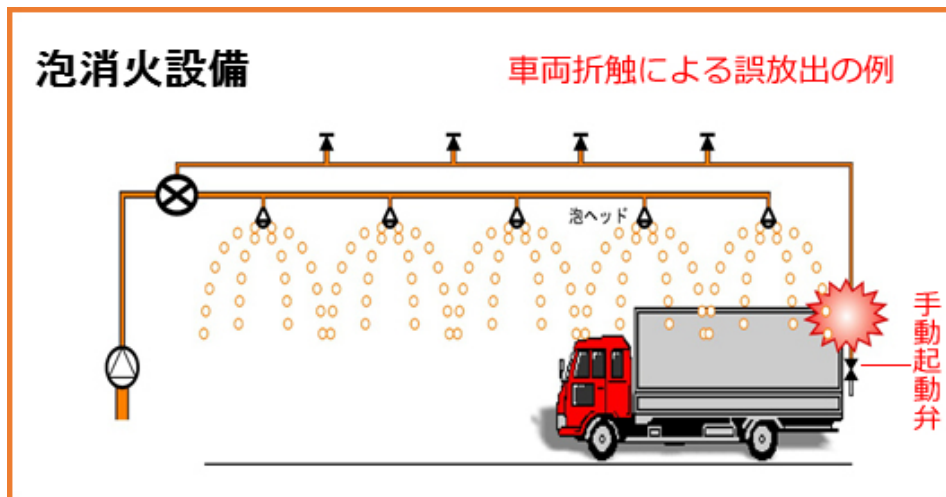


火災箇所のみ放射

※能美防災のHPより抜粋

誤放射の恐れが軽減されます

- ・従来型の泡消火設備は、手動開放弁の車両接触による破損事故やいたずらが誤放出の原因となる



※能美防災のHPより抜粋

特定駐車場用泡消火設備の主な取り扱いメーカー

- ・能美防災株式会社
- ・ニッタン株式会社
- ・ヤマトプロテック